「東京商品取引所から大阪取引所への商品移管等に係る関連諸規則の整備について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

2019 年 9 月 30 日

株式会社大阪取引所

株式会社東京商品取引所

大阪取引所及び東京商品取引所では、東京商品取引所から大阪取引所への商品移管等に係る関連諸規則の整備について、その要綱を 2019 年 7 月 30 日に公表し、同年 8 月 29 日までの間、広く意見の募集を行いました。ご意見をご提出いただいた皆様には、本件につきましての検討にご協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は、以下をご覧ください。

項	ご意見	当社の回答
1	＜清算・決済（３）清算値段について＞ ・ 「JSCC が定める値とします。」とありますが、具体的な決定方法はどのようになりますでしょうか。また、清算値段の取得方法と取得時間も合わせて明示頂きたく存じます。 【楽天証券株式会社】	＜清算・決済（３）清算値段について＞ ・ 清算値段の決定方法は、2019 年 7 月 30 日付で公表している JSCC 制度要綱Ⅱ．9.（2）において「清算値段の具体的な決定方法は、原則として、現行の東京商品取引所／大阪堂島商品取引所の方式を踏襲する。」と記載のとおりでございます。また、清算値段の取得方法及び取得時間につきましては現行の JSCC における取扱いと同様となる予定でございます。
	＜その他＞ ・ 流動性が極めて低い農産物について、納会月の建玉制限枚数が現状の枚数で妥当かどうか再度検討頂きたく存じます。「最終決済ができないリスク」を未然に防止するためにも、流動性のない商品については制限枚数を大幅に引き下げるべきと考えます。今回の移管により、流動性が徐々に増えるようであれば制限枚数を拡大すればよいと存じます。	＜その他＞ （農産物の建玉制限） ・ 建玉制限については市場参加者全体に課せられるものであり、制限枚数の見直しに伴う流動性への影響等も勘案した慎重な検討が必要であると認識しておりますので、商品移管時には現行どおりとし、商品移管後の市場の状況をみながら、必要に応じた見直しを検討してまいりたいと考えております。なお、言及いただいております「最終決済ができないリスク」については、円滑な受渡決済の履行を確保すべく現行の TOCOM 制度にて整備されている各種規定

	・ 金先物に米ドル建/トロイオンスの取引の新設および、外貨による証拠金の取扱い、外貨による清算制度の導入を検討頂きたく存じます。現行のグラムあたりの金価格の取引は日本市場特有のものでありながら、取引実態は米ドル建てで決まるグローバルな金価格を換算したものにすぎないためです。日本市場での価格がローカルから脱するためには、米ドル建/オンスの金先物の導入が必要と考えます。 ・ 翌週から適用する SPAN を現状の金曜日 18 時過ぎではなく、より早い時刻での公表をして頂きたく存じます。そもそも SPAN 証拠金をタイムリーに適用するのであれば週次ではなく日次で更新すべきだと考えます。加えて、簡素な方法で取得・更改が可能となる方法を検討頂きたく存じます。 【楽天証券株式会社】	を本所規則においても規定させていただく予定であり、各参加者の業務執行体制の中でも適切に対処いただきたいと考えておりますので、個社の事情に応じ、規則上の建玉制限枚数より保守的な建玉制限枚数を独自に設けていただく等の対応を適宜採用いただくことを妨げるものではございません。 （外貨証拠金対応及び外貨建て取引） ・ 外貨による証拠金の取扱いに関しては、現在でも米国ドルを取引証拠金として差し入れ・預託することを許容しております。 ・ 金先物への米国ドル建/トロイオンス取引の新設につきましては、市場参加者様のニーズや、日々の差金決済及び受渡決済における外貨決済の対応可否等の観点を踏まえ、今後引き続き検討して参りたいと存じます。 （SPAN パラメーターの公表時刻） ・ 公表時刻の前倒し・提供方法につきましては、公表主体である日本証券クリアリング機構と共に、他の利用者のニーズや対応に係るコストを考慮しながら、引き続き検討して参ります。

以　上